

## 変 更 理 由

第2次沼津市都市計画マスタープラン（平成29年3月）においては、沼津駅周辺整備を中心とした中心市街地のまちづくりの整備・誘導方針に、「鉄道高架事業等により新たに生まれる土地を活かした都市構造の再構築」を位置付けており、鉄道の高架化及び沼津駅周辺の土地区画整理事業の実施により、高架下や鉄道施設跡地など新たに活用できる土地を活かし、都市機能の再配置・集約を推進することとしている。

都市計画マスタープランにおける方針を具体化するため、鉄道高架事業を中核とする沼津駅周辺総合整備事業と併せて取り組むべきまちづくりの施策の方向性を示す沼津中心市街地まちづくり戦略（令和2年3月）を策定し、本戦略において、貨物駅跡地の方策として「防災公園の整備」が位置付けられている。

これらを踏まえ、第2次沼津市緑の基本計画（令和3年2月）の基本方針に「つくる緑」を掲げ、沼津駅周辺総合整備事業による貨物駅跡地について、市民ニーズや将来の都市像を勘案し、公園整備に向けた検討を行い、有効な土地利用を図ることとしている。また、貨物駅跡地利用の基本的な考え方を示す貨物駅跡地利用基本計画（令和6年11月）に公園整備コンセプトとして「平時・有事にフレキシブルに利用される防災・コミュニティの地域拠点」と掲げ、災害時に防災機能を効果的に発揮する防災拠点を形成するとともに、日常的な憩い・交流の場としての利用を促進し、誰もが楽しく・居心地よく過ごせる地域に根付いた公園を目指すこととしている。

こうしたことから、災害時における避難地という安全性向上の役割を担うとともに、子どもから高齢者まで多様な世代が楽しみ、レクリエーションの場や地域の憩いの場となるような公園を整備すべく、都市計画公園を変更するものである。